

兵庫県公報

令和7年2月25日 火曜日 第594号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	6
○ 香住都市計画道路事業の認可（道路街路課）	6
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（法務文書課）	7
○ 入札公告（川西こども家庭センター）	7
○ 同 上（同）	10
○ 落札者等の公示（同）	12
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	13
○ 落札者等の公示（丹波県民局）	13
病院局公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	14
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱	14

告 示

兵庫県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

上部井土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

小 網 勝 彦

高砂市米田町島277番地4

~~~~~

### 兵庫県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

沢田土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所             |
|-------|--------|----------------|
| 理事    | 赤木 義徳  | たつの市神岡町沢田537番地 |
| 同     | 赤木 孝昭  | 同 市神岡町沢田497番地  |
| 同     | 赤木 守   | 同 市神岡町沢田469番地  |
| 同     | 井ノ原 康宏 | 同 市神岡町沢田508番地  |
| 同     | 進藤 雅清  | 同 市神岡町沢田856番地  |
| 同     | 三村 誠   | 同 市神岡町沢田228番地  |
| 監事    | 井原 清幸  | 同 市神岡町沢田738番地  |
| 同     | 平山 健三  | 同 市神岡町沢田281番地2 |



兵庫県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川市北部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所             |
|-------|-------|----------------|
| 理事    | 杉田 英雄 | 加古川市上荘町国包854番地 |



兵庫県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

吉川土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所              |
|-------|--------|-----------------|
| 理事    | 五百尾 俊宏 | 三木市吉川町奥谷147番地の1 |



兵庫県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

北中土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所             |
|-------|-------|----------------|
| 理事    | 本庄 洋實 | 丹波市柏原町下小倉240番地 |



兵庫県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**大日川土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 池 田 元 宣 | 南あわじ市賀集鍛冶屋815番地 |



**兵庫県告示第111号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**神戸市印路土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 岡 本 昌 夫 | 神戸市西区平野町印路290番地   |
| 同     | 大 谷 武 士 | 同 市同区平野町印路196番地   |
| 同     | 有 馬 靖 宏 | 同 市同区平野町印路202番地   |
| 同     | 大 谷 操   | 同 市同区平野町印路195番地   |
| 同     | 大 谷 明 彦 | 同 市同区平野町印路265番地   |
| 同     | 安 尾 薫   | 同 市同区平野町印路150番地の1 |
| 監 事   | 大 谷 清 和 | 同 市同区平野町印路160番地   |
| 同     | 上 田 朗   | 同 市同区平野町印路323番地   |
| 同     | 谷 崎 喜 雅 | 同 市同区平野町印路238番地の1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 大 谷 武 士 | 神戸市西区平野町印路196番地   |
| 同     | 有 馬 靖 宏 | 同 市同区平野町印路202番地   |
| 同     | 大 谷 明 彦 | 同 市同区平野町印路265番地   |
| 同     | 大 谷 清 和 | 同 市同区平野町印路160番地   |
| 同     | 大 谷 裕 倫 | 同 市同区平野町印路156番地の1 |
| 同     | 安 尾 薫   | 同 市同区平野町印路150番地の1 |
| 監 事   | 上 田 朗   | 同 市同区平野町印路323番地   |
| 同     | 西 岡 真 規 | 同 市同区平野町印路279番地   |
| 同     | 谷 崎 喜 雅 | 同 市同区平野町印路238番地の1 |



**兵庫県告示第112号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県揖保川岩浦土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 栗 川 昭 夫 | たつの市揖保町萩原86番地  |
| 同     | 村 瀬 學   | 揖保郡太子町常全193番地2 |
| 同     | 田 口 秀 範 | たつの市揖保町栄386番地  |
| 同     | 山 本 惠   | 同 市龍野町四箇291番地  |
| 同     | 三 村 格   | 同 市誉田町井上344番地1 |

|       |         |                   |
|-------|---------|-------------------|
| 同     | 山 田 隆 昭 | 揖保郡太子町竹広220番地     |
| 監 事   | 島 津 英 世 | たつの市揖保町中臣1032番地 1 |
| 同     | 丸 尾 勝 三 | 揖保郡太子町福地158番地 7   |
| 同     | 中 川 直 美 | たつの市揖西町龍子323番地 3  |
| 就任役員  |         |                   |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
| 理 事   | 栗 川 昭 夫 | たつの市揖保町萩原86番地     |
| 同     | 山 田 隆 昭 | 揖保郡太子町竹広220番地     |
| 同     | 田 口 秀 範 | たつの市揖保町栄386番地     |
| 同     | 島 津 英 世 | 同 市揖保町中臣1032番地 1  |
| 同     | 丸 尾 勝 三 | 揖保郡太子町福地158番地 7   |
| 同     | 佐々木 王 明 | たつの市誉田町上沖29番地     |
| 監 事   | 塚 本 俊 博 | 揖保郡太子町吉福58番地 4    |
| 同     | 青 木 正 太 | たつの市龍野町富永648番地    |
| 同     | 中 川 直 美 | 同 市揖西町龍子323番地 3   |



**兵庫県告示第113号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**室見台土地改良区**

|       |         |                  |
|-------|---------|------------------|
| 退任役員  |         |                  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
| 理 事   | 道 本 政 明 | 豊岡市出石町荒木596番地    |
| 同     | 上 田 敏 夫 | 同 市出石町弘原154番地の 3 |
| 同     | 竹 村 庄 司 | 同 市出石町暮坂300番地    |
| 同     | 坂 本 貢   | 同 市出石町上村205番地    |
| 同     | 竹 田 昭 人 | 同 市出石町荒木210番地の 1 |
| 同     | 田 中 信 彦 | 同 市出石町細見357番地    |
| 同     | 旗 谷 仁 志 | 同 市出石町町分239番地の 1 |
| 同     | 川 崎 博 道 | 同 市出石町長砂189番地の 1 |
| 監 事   | 犀 川 光 行 | 同 市出石町弘原55番地     |
| 同     | 井 口 博 道 | 同 市出石町荒木1017番地   |
| 同     | 加 芝 宣 美 | 同 市出石町嶋89番地の 1   |
| 就任役員  |         |                  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
| 理 事   | 竹 村 俊 昭 | 豊岡市出石町暮坂401番地    |
| 同     | 植 村 公 治 | 同 市出石町福住352番地    |
| 同     | 竹 田 昭 人 | 同 市出石町荒木210番地の 1 |
| 同     | 川 崎 博 道 | 同 市出石町長砂189番地の 1 |
| 同     | 川 嶋 正 弘 | 同 市出石町荒木696番地    |
| 同     | 井 上 敏 和 | 同 市出石町中村249番地    |
| 同     | 中 井 浩 二 | 同 市出石町松枝130番地    |
| 同     | 千 野 之 雅 | 同 市出石町細見21番地     |
| 監 事   | 中 山 雅 博 | 同 市出石町鍛冶屋48番地の 1 |
| 同     | 道 本 政 明 | 同 市出石町荒木596番地    |
| 同     | 水 島 重 義 | 同 市出石町福見280番地の 1 |



**兵庫県告示第114号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

**南淡南部土地改良区**

退任役員

| 役員区分 | 氏名   | 住所             |
|------|------|----------------|
| 理事   | 川原周二 | 南あわじ市阿万下町371番地 |
| 同    | 東中克之 | 同 市阿万塩屋町759番地9 |
| 同    | 松本充弘 | 同 市阿万塩屋町981番地  |
| 同    | 庄田定司 | 同 市阿万上町491番地   |
| 同    | 榎本至宏 | 同 市阿万上町847番地9  |
| 同    | 山本久  | 同 市阿万上町1728番地  |
| 同    | 前川義信 | 同 市阿万下町432番地1  |
| 同    | 松本賢治 | 同 市阿万下町545番地12 |
| 同    | 渦古章二 | 同 市阿万塩屋町2025番地 |
| 同    | 西田正人 | 同 市阿万塩屋町87番地2  |
| 同    | 木下年且 | 同 市阿万塩屋町708番地  |
| 同    | 阿部哲也 | 同 市阿万吹上町662番地  |
| 同    | 阿部安幸 | 同 市阿万吹上町89番地1  |
| 同    | 阿部直司 | 同 市阿万吹上町30番地1  |
| 同    | 谷口敏春 | 同 市阿万西町446番地   |
| 同    | 藤本典生 | 同 市阿万西町494番地   |
| 同    | 榎本朋之 | 同 市阿万東町1145番地  |
| 同    | 藤本富雄 | 同 市阿万東町1498番地  |
| 監事   | 榎本周造 | 同 市阿万西町744番地   |
| 同    | 蔭山順子 | 同 市阿万東町487番地   |

就任役員

| 役員区分 | 氏名    | 住所               |
|------|-------|------------------|
| 理事   | 東中克之  | 南あわじ市阿万塩屋町759番地9 |
| 同    | 鈴木博善  | 同 市阿万吹上町736番地    |
| 同    | 松本充弘  | 同 市阿万塩屋町981番地    |
| 同    | 大西文博  | 同 市阿万上町1694番地1   |
| 同    | 榎本至宏  | 同 市阿万上町847番地9    |
| 同    | 園生員久  | 同 市阿万上町471番地4    |
| 同    | 山下達也  | 同 市阿万下町227番地2    |
| 同    | 川中啓二  | 同 市阿万下町408番地1    |
| 同    | 藤本英祐  | 同 市阿万塩屋町2202番地   |
| 同    | 岩崎俊治  | 同 市阿万塩屋町916番地    |
| 同    | 川添隆弘  | 同 市阿万塩屋町724番地    |
| 同    | 鈴木博之  | 同 市阿万吹上町707番地1   |
| 同    | 榎本精治  | 同 市阿万西町384番地     |
| 同    | 榎本幸広  | 同 市阿万西町220番地3    |
| 同    | 榎本朋之  | 同 市阿万東町1145番地    |
| 同    | 坂部充宥  | 同 市阿万東町899番地     |
| 同    | 西田真寿美 | 同 市阿万塩屋町87番地2    |
| 監事   | 榎本周造  | 同 市阿万西町744番地     |

同 蔭山順子 同 市阿万東町487番地



**兵庫県告示第115号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、令和6年12月20日に適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名                       | 地区名  | 縦覧の期間                | 縦覧の場所 |
|----------|---------------------------|------|----------------------|-------|
| 市原土地改良区  | 県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業 | 市原地区 | 令和7年2月25日から同年3月17日まで | 洲本市役所 |



**兵庫県告示第116号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                              |
|----------------------------------------------|----|------|----------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 若森土井、杉明土井、優一土井、彩作土井、春高土井、北喜松、北石義 |



**兵庫県告示第117号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、香住都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第6号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
香住都市計画道路事業  
3.6.1号七日市線
- 3 事業施行期間  
令和7年2月5日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県美方郡香美町香住区七日市字下川原、字西稲葉、字東稲葉、字坪ノ内及び字天神前地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第118号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業 尼崎市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和32年3月28日から令和7年3月31日まで  
変更後 昭和32年3月28日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年2月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
文書管理システム運用管理等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県総務部法務文書課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年2月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
富士電機ITソリューション株式会社神戸支店 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
111,210,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)(ii)による。



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年2月25日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山元浩司

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所寝具の賃貸借 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（36箇月）

(4) 納入期限

令和7年4月7日（月）

(5) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所（詳細は仕様書のとおり）

(6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ3階

兵庫県川西こども家庭センター 担当 神月

電話 (072) 756-6633 F A X (072) 756-6006

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月3日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月10日（月）午前10時 兵庫県川西こども家庭センター多目的ルーム

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年3月7日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月3日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。



## ウ 提出書類

- (7) 仕様確認申込書
- (8) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和7年3月6日(木)午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。



### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年2月25日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山元浩司

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

複写サービスの提供 複写機1台（年間385,000枚程度を予定）

(2) 契約案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36ヶ月）

(4) 納入期限

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(5) 納入場所

兵庫県川西こども家庭センター一時保護所（詳細は仕様書のとおり）

(6) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（1複写当たり）の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒666-0017 川西市火打1丁目12番16号 キセラ川西プラザ3階  
兵庫県川西こども家庭センター総務課 担当 橋詰  
電話 (072) 756-6633 F A X (072) 756-6006

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月3日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月10日（月）午後2時 兵庫県川西こども家庭センター多目的ルーム

## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年3月7日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月3日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

## イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

## ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和7年3月6日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。  
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品について入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に想定複写枚数の1,155,000を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に想定複写枚数の1,155,000を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。



- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社GROWING  
 代表者の氏名 代表取締役 藤原 智 洋  
 住所 芦屋市月若町1番13号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 淡路市岩屋プロジェクト  
 所在地 淡路市岩屋字灘782番の一部、796番2  
 字明神ノ西798番6、市有地(3筆)
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 令和7年2月25日から同年3月10日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 令和7年2月25日から同年3月10日まで  
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年2月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市伊保崎三丁目1846番1、1846番5、1846番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市尾上町安田130番地の7  
株式会社ミライホーム 代表取締役 大西 唯文  
加古川市西神吉町宮前821番地の101  
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新免 博昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年3月28日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-46号(5高砂)



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年2月25日

契約担当者

丹波県民局長 糟谷 浩行

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県柏原総合庁舎ほか15庁舎で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地  
兵庫県丹波県民局 丹波市柏原町柏原688
- 3 落札者を決定した日  
令和7年1月31日
- 4 落札者の名称及び住所  
中部電力ミライズ株式会社 名古屋市中区新町1番地
- 5 落札金額  
72,914,068円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告をした日  
令和6年11月29日

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年2月25日

兵庫県病院事業 契約担当者  
病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立病院看護勤務表自動作成システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年1月21日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
マルマンコンピュータサービス株式会社 青森県弘前市宮川3丁目5番地2
- 5 随意契約に係る金額  
107,785,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項に規定する地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和7年1月22日付けで解いたので、公示する。

令和7年2月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

委嘱を解いた者

| 氏 名     | 活 動 区 域     |
|---------|-------------|
| 中 林 豊   | 東灘警察署の管轄区域  |
| 竹 内 一 郎 | 神戸西警察署の管轄区域 |